



平成 24 年 11 月 16 日

各 位

上 場 会 社 名	ニッシン債権回収株式会社
代 表 者	代 表 取 締 役 社 長 森 泉 浩 一 兼執行役員投資事業部長 (東証マザーズ コード番号 : 8426)
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 山 口 達 也 兼執行役員経営管理部長
電 話 番 号	( 東 京 ) 0 3 - 5 2 1 0 - 1 7 5 1

### 定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、商号及び本店所在地等に係る定款一部変更並びに当社による全部取得条項付種類株式(後記「1. I(1)変更の理由②」)において定義いたします。)の取得について、平成 24 年 12 月 18 日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本普通株式全部取得手続のための定款一部変更

##### I 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)

##### (1)提案の理由

平成 24 年 7 月 20 日付当社プレスリリース「ブルーホライゾン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」、平成 24 年 8 月 18 日付当社プレスリリース「ブルーホライゾン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」、平成 24 年 8 月 29 日付当社プレスリリース「ブルーホライゾン合同会社による当社普通株式に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」及び平成 24 年 10 月 13 日付当社プレスリリース「ブルーホライゾン合同会社による当社普通株式に対する公開買付け(第二回)の結果に関するお知らせ」等にてお知らせしておりますとおり、ブルーホライゾン合同会社(以下「ブルーホライゾン」といいます。)は、平成 24 年 7 月 23 日から平成 24 年 8 月 17 日までの 20 営業日を公開買付期間とする当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本第一回公開買付け」といいます。)、及び平成 24 年 8 月 30 日から平成 24 年 10 月 12 日までの 30 営業日を公開買付期間とする当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本第二回公開買付け」といいます。)を実施し、その結果、ブルーホライゾンは、平成 24 年 10 月 19 日(本第二回公開買付けの決済開始日)において、当社普通株式 1,576,790 株(平成 24 年 10 月 19 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合 : 92.08%(小数点以下第 3 位四捨五入))を所有するに至っております。

平成 24 年 7 月 20 日付当社プレスリリース「ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び平成 24 年 8 月 29 日付当社プレスリリース「ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、平成 24 年 7 月 20 日付で、ブルーホライズンとの間で、スポンサー契約(以下「本スポンサー契約」といいます。)を締結し、ブルーホライズンを当社グループ(当社並びに当社の子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。)のスポンサーとして選定いたしました。

本スポンサー契約は、当社の事業価値の維持・最大化等を基本理念として、ブルーホライズンを当社グループのスポンサーとして、早期かつ円滑に当社の事業の再生を図ることを目的とする契約であり、(i)ブルーホライズンが本取引(本スポンサー契約に規定される諸取引のうち、本第一回公開買付け、本第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続(以下に定義します。))から構成される当社の発行済普通株式の全てをブルーホライズンが取得することを目的とする一連の取引をいいます。以下同じです。)の実施を通じて当社の発行済普通株式の全てを取得すること、及び、(ii)当社がブルーホライズンを当社グループのスポンサーとすることを前提とした再生計画案(以下「本再生計画案」といいます。)を平成 24 年 7 月 20 日付で策定し、当該計画に基づきブルーホライズン又は当社が当該計画の対象となる当社の主要な金融債権者の有する当社又は当社子会社に対する債権及び当社の第 1 回第一種優先株式等を譲り受けることを骨子としております。

また、当社は、本スポンサー契約に基づき、本再生計画案を策定し、平成 24 年 7 月 20 日付で、当該計画の対象となる主要な金融債権者全員から、本再生計画案に対する同意を取得いたしました。

今般、本第二回公開買付けが成立したことを受け、当社は、ブルーホライズンから、本取引の一環として、後記①～③を実施するため、本臨時株主総会を開催し後記①～③に係る議案を上程すること、及び後記②の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主の皆様による本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日に開催し、後記②に係る議案を上程することの要請を受けました。

一方、当社といたしましても、平成 24 年 7 月 20 日付当社プレスリリース「ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び平成 24 年 8 月 29 日付当社プレスリリース「ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書における算定結果、独立した社外監査役の意見、及び独立した法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーからの助言を踏まえ、本取引は、当社の企業価値の一層の向上に資するものと判断し、ブルーホライズンを当社グループのスポンサーとして選任し、当社の株主の皆様にリスクが及ぶことを回避しつつ、機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保及びブルーホライズンの支援に基づく短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定・実行することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては当社の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持又は回復すること等によって、当社の事業の立て直しを早期に実現すること、また、このような目的を達成するためブルーホライズンを親会社とし、その 100%子会社として事業展開していくことが、中長期的に当社の企業価値の向上を実現していくために有用であると判断するに至りました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会においてご承認をいただくことを条件として、ブルーホライズンの要請に基づき、当社をブルーホライズンの100%子会社とするため、以下の①から③の方法(以下「本普通株式全部取得手続」と総称します。)を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、普通株式、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式、第3回第一種優先株式とは別に、「定款一部変更の件-1」の定款変更案第8条の10に定める内容のA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。)。なお、全部取得条項付種類株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部(当社が所有する自己株式を除きます。以下同じとします。)を取得する場合において、全部取得条項付種類株式1株と引換えに、A種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、本臨時株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付種類株式の株主の皆様(当社を除きます。以下同じとします。)に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付種類株式1株と引換えに、A種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付いたします。なお、ブルーホライズンを除く全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる全部取得条項付種類株式の株主の皆様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付種類株式の株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をブルーホライズンに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付種類株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付種類株式の数に575円(本第二回公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。))と同額です。)を乗じた金額に相当する金銭が全部取得条項付種類株式の株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件-1」は、本普通株式全部取得手続のうち上記①を実施するものであり、上記②を行う前提として、当社普通株式の全部取得と引換えに交付する普通株式とは別の種類の株式(A種種類株式)を発行できる旨の定めを新設するほか、所要の変更を加えるものです。

なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更については、本臨時株主総会までに、当社の第1回第一種優先株式の株主による種類株主総会において、「本定款一部変更の件-1」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、「定款一部変更の件-1」に係る議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものいたします。

## (2)変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、3,240,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <p>普通株式 3,200,000株</p> <p>第1回第一種優先株式 20,000株</p> <p>第2回第一種優先株式 10,000株</p> <p>第3回第一種優先株式 10,000株</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、3,240,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <p>普通株式 3,200,000株</p> <p>第1回第一種優先株式 20,000株</p> <p>第2回第一種優先株式 10,000株</p> <p>第3回第一種優先株式 10,000株</p> <p><u>A種種類株式 20株</u></p>
<p>第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第8条の2 当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式(総称して、以下「優先株式」という。)を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(但し、各優先株式の払込期日の属する事業年度末日を基準日とする優先配当金の額は、8,000円に払込期日(同日を含む。)から当該事業年度末日(同日を含む。)までの日数を乗じて365で除した額(1円未満を切り捨てる。)を基準に、各優先株式を初めて発行する時までに株主総会又は取締役会の決議で定める額とする。)を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第8条の3に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p>	<p>第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第8条の2 当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式(総称して、以下「優先株式」という。)を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)及び<u>A種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)</u>又は<u>A種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(但し、各優先株式の払込期日の属する事業年度末日を基準日とする優先配当金の額は、8,000円に払込期日(同日を含む。)から当該事業年度末日(同日を含む。)までの日数を乗じて365で除した額(1円未満を切り捨てる。)を基準に、各優先株式を初めて発行する時までに株主総会又は取締役会の決議で定める額とする。)を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第8条の3に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う優先株式1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、優先配当金に達しないときは、その不足額(以下「未払優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払優先配当金(以下「累積未払優先配当金」という。)を、当該翌事業年度以降の優先配当金(第8条の3に定める優先期中配当金を含む。)及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う。</p> <p>③ (略)</p>	<p>② ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う優先株式1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、優先配当金に達しないときは、その不足額(以下「未払優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払優先配当金(以下「累積未払優先配当金」という。)を、当該翌事業年度以降の優先配当金(第8条の3に定める優先期中配当金を含む。)並びに普通株主又は普通登録株式質権者及びA種種類株主又はA種登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う。</p> <p>③ (現行のとおり)</p>
<p>(優先期中配当金) 第8条の3 当社は、毎年3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間で月割計算(但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算)により算出される金額(1円未満を切り捨てる。)を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「優先期中配当金」という。)(但し、各優先株式の払込期日の属する事業年度末日の前日までの間を期中配当基準日とする優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。)を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p>	<p>(優先期中配当金) 第8条の3 当社は、毎年3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種種類株主又はA種登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間で月割計算(但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算)により算出される金額(1円未満を切り捨てる。)を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「優先期中配当金」という。)(但し、各優先株式の払込期日の属する事業年度末日の前日までの間を期中配当基準日とする優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。)を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p>
<p>(残余財産の分配) 第8条の4 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払優先配当金の合計額を加えた額を支払う。</p> <p>② (略)</p>	<p>(残余財産の分配) 第8条の4 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種種類株主又はA種登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払優先配当金の合計額を加えた額を支払う。</p> <p>② (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先順位) 第8条の9 第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当(第8条の2第2項に基づくものを含む。)の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(優先順位) 第8条の9 第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当(第8条の2第2項に基づくものを含む。)の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。</p> <p>② <u>普通株式及びA種種類株式に係る配当金の支払順位は同順位とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2章の3 A種種類株式</p> <p>(A種種類株式) 第8条の10 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種種類株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種種類株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(議決権) 第8条の11 A種種類株主は、株主総会において議決権を有する。</p>

## II 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)

### (1) 提案の理由

「定款一部変更の件-2」は、「定款一部変更の件-1」でご説明しております本普通株式全部取得手続のうち前記1.(1)②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付種類株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付種類株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付種類株式1株と引換えに「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が本臨時株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、ブルーホライズンを除く全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付種類株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において、「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものいたします。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成25年1月18日といたします。

## (2)変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款	追 加 変 更 案
(新 設)	(全部取得条項) 第6条の2 <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> ② <u>当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付する。</u>

## 2. 全部取得条項付種類株式の取得の件(「全部取得条項付種類株式の取得の件」)

### I 全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」でご説明しておりますとおり、当社としては、本取引は、当社の企業価値の一層の向上に資するものと判断し、ブルーホライズンを当社グループのスポンサーとして選任し、当社の株主の皆様リスクが及ぶことを回避しつつ、機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保及びブルーホライズンの支援に基づく短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定・実行することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては当社の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持又は回復すること等によって、当社の事業の立て直しを早期に実現すること、また、このような目的を達成するためブルーホライズンを親会社とし、その100%子会社として事業展開していくことが、中長期的に当社の企業価値の向上を実現していくために有用であるとの結論に達したことから、本普通株式全部取得手続を実施いたしたいと存じます。

「全部取得条項付種類株式の取得の件」は、「定款一部変更の件-1」でご説明しております本普通株式全部取得手続のうち前記1.(1)③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、本臨時株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件-1」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当社は、当該取得の対価として、全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付種類株式1株と引換えに、A種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付いたします。また、ブルーホライズンを除く全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付種類株式の株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をブルーホライズンに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付種類株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付種類株式の数に本公開買付価格と同額である575円を乗じた金額に相当する金銭が全部取得条項付種類株式の株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

## II 全部取得条項付種類株式の取得の内容

### (1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、取得日(下記(2)において定めます。)において、別途定める基準日(取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付種類株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付するものいたします。

### (2) 取得日

平成25年1月18日といたします。

### (3) その他

「全部取得条項付種類株式の取得の件」に係る全部取得条項付種類株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものいたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## III 上場廃止

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所マザーズ市場(以下「東証マザーズ」といいます。)に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付種類株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東証マザーズの上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成24年12月18日から平成25年1月14日まで整理銘柄に指定された後、平成25年1月15日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証マザーズにおいて取引することはできません。

## 3. 定款一部変更の件(「定款一部変更の件-3」)

### I 提案の理由

新たな体制の下で経営再建に取り組んでいくことを明確化するため、親会社ブルーホライゾン合同会社の名を社名に冠し、商号を「ニッシン債権回収株式会社」から「ブルーホライゾン債権回収株式会社」に改めたく、現行定款第1条(商号)の変更を行うものであります。

また、今後の業容拡大に備えると共に経営効率の向上を図るため、本店所在地を現在の東京都千代田区から東京都港区に移転したく、現行定款第3条(本店の所在地)の変更を行うものであります。

さらに、取締役会運営の効率化を目的として、現行定款第20条(取締役会の招集通知)第1項の変更を行うものであります。



なお、「定款一部変更の件-3」に係る定款変更は、第1条(商号)及び第3条(本店の所在地)に係る変更については平成25年1月15日に、第20条第1項(取締役会の招集通知)に係る変更については「定款一部変更の件-3」が本臨時株主総会において承認可決された時点で、それぞれその効力を生じるものとします。

## II 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、ニッシン債権回収株式会社と称し、英文では、 <u>NISSIN SERVICER CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>ブルーホライゾン債権回収株式会社</u> と称し、 <u>英文では、Blue Horizon Asset Management Co., Ltd.</u> と表示する。
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。 <u>ただし</u> 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。 <u>但し</u> 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② (略)	② (現行のとおり)

### 4. 本普通株式全部取得手続の日程の概要(予定)

本普通株式全部取得手続の日程の概略(予定)は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日公告	平成24年10月23日(火)
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成24年11月7日(水)
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成24年11月16日(金)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成24年12月18日(火)
種類株式発行に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-1」)及び定款一部変更(「定款一部変更の件-3」)のうち、第20条(取締役会の招集通知)に係る部分の効力発生日	平成24年12月18日(火)
当社普通株式の東証マザーズにおける整理銘柄への指定	平成24年12月18日(火)
当社普通株式の東証マザーズにおける売買最終日	平成25年1月11日(金)
当社普通株式の東証マザーズにおける上場廃止日	平成25年1月15日(火)
定款一部変更(「定款一部変更の件-3」)のうち、第1条(商号)及び第3条(本店所在地)に係る部分の効力発生日	平成25年1月15日(火)
全部取得条項付種類株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成25年1月17日(木)
全部取得条項に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-2」)の効力発生日	平成25年1月18日(金)
全部取得条項付種類株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成25年1月18日(金)

### 5. 支配株主との取引等に関する事項

前記2. IIに記載の全部取得条項付種類株式の取得は、支配株主との取引等に該当します。当社は、平成24年8月29日に改定したコーポレートガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に記載のとおり、当社の事業運営上の独立性を確保するため、本取引について、以下の対応を行っております。

すなわち、当社は、前記1. II(1)及び2. Iに記載のとおり、A種種類株式の売却後に株主の皆様へ交付される金額については、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、別途定める基準日(平成25年1月17日とすることを予定しております。)において全部取得条項

付種類株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付種類株式の数に本公開買付価格と同額である575円を乗じた金額に相当する金銭となるように設定することを予定しております。

ブルーホライゾンが当社の発行済普通株式の全て取得することを目的とする一連の取引である本取引の公正性を担保するための措置(公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を含みます。)として、当社は、平成24年7月20日付当社プレスリリース「ブルーホライゾン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「2.(5)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」、及び平成24年8月29日付当社プレスリリース「ブルーホライゾン合同会社による当社普通株式に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」の「2.(5)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本第二回公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり措置を講じております。

また、当社は、上記各プレスリリースの「2.(5)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「②独立した社外監査役の意見」にそれぞれ記載のとおり、ブルーホライゾン及び本取引と利害関係がない当社の社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出をしている池田勉氏から、平成24年7月20日付で、本取引は、その構造及び制度等の本取引全体の内容を踏まえると、少数株主の利益に対する配慮が十分になされたものであり、また、本公開買付価格575円について、株式価値算定結果や当該価格が直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格であることを踏まえると、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではなく、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされており、合理性があるとする旨を含む、意見書を取得しております。

また、当社監査役のうち、社外監査役であり弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてセブンシーズアドバイザーズ株式会社から報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本第一回公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格及び本公開買付価格並びに本第一回公開買付け及び本第二回公開買付けを含む本取引の諸条件に関するブルーホライゾンとの協議・交渉には参加しておらず、また、本第一回公開買付け及び本第二回公開買付けに対する賛同決議に関する審議及び決議にも参加しておりません。なお、本日開催の当社の取締役会における全部取得条項付種類株式の取得に関する議案については、参加した取締役の全員一致により決議しており、また当該取締役会には、上記松本社外監査役を除く当社監査役全員が審議に参加し、参加した監査役全員が、取締役会が全部取得条項付種類株式の取得に関する議案の決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

当社取締役会は、以上を踏まえ、全部取得条項付種類株式の取得は上記方針に適合しており、少数株主にとって不利益なものではないと判断しております。

なお、平成24年8月29日に改定したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

「当社の支配株主(親会社)であるブルーホライゾン合同会社(以下「ブルーホライゾン社」といいます。)は、当社の株式及び当社に対する貸付債権を取得及び保有することを主たる目的として平成23年9月に設立され、本日現在、ニューヨーク証券取引所に上場する投資運用会社であるFortress Investment Group LLC(以下ブルーホライゾン社、Fortress Investment Group LLC及びその関連者を総称して「フォートレス」といいます。)の関連会社であり、フォートレスが間接的にその持分全部を保有するトレビア・ホールディングス・ワン・エルエルシー及びトレビア・

ホールディングス・ツー・エルエルシーが、ブルーホライゾン社の持分全部を保有しております。また、ブルーホライゾン社に対しては匿名組合契約に基づきフォートレス及びセブンシーズアドバイザーズ株式会社(以下「セブンシーズアドバイザーズ」といい、セブンシーズアドバイザーズ及びその関連法人を総称して「セブンシーズ」といいます。)が自ら又はその関係会社を通じて資金拠出しており、本日現在、フォートレスとセブンシーズの資金拠出割合は、それぞれ99%及び1%(それぞれ、小数点以下切り捨て)となります。

現時点においては、当社の役員にブルーホライゾン社の指名する者は就任しておらず、当社取締役は3名で構成されており、3名中1名は弁護士であります。また、監査役は3名で構成されており、3名中2名の社外監査役はそれぞれ弁護士及び公認会計士であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しております。当社の経営上の重要事項は、当社取締役会において定款及び取締役会規則に基づき、専門資格を有する取締役及び社外監査役も出席の上慎重に審議、決議を行っており、支配株主(親会社)からの一定の独立性は確保されていると認識しております。

なお、独立役員に指定する社外監査役であり、弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてセブンシーズから報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、支配株主(親会社)との全ての取引等に関する審議及び決議には参加しないこととしております。

また、ブルーホライゾンは、当社の再生計画の一環として、当社の主要な金融債権者等が有していた貸付債権を取得しております。

当社は、上記の貸付債権も含め、支配株主(親会社)との全ての取引等については、従前の契約内容及び一般の取引条件を参考にして両社の協議により諸条件を定め、当社取締役会において、取引内容及び取引条件の妥当性を慎重に審議、決議の上、当社及び少数株主を害することのないよう適切に対応してまいります。」

以上